

## 産業廃棄物

(国内及び国外の事業活動に伴って生じた廃棄物)

### 法第2条第4項第1号

#### 1 燃え殻



#### 2 汚泥



#### 3 廃油



#### 4 廃酸



#### 5 廃アルカリ



#### 6 廃プラスチック類



### 政令第2条

#### 7 紙くず



(建設業〔工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものに限る。〕、パルプ製造業、紙製造業、紙加工製品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず並びにPCBが塗布又は染み込んだ紙くずに限る。)

#### 8 木くず



(建設業〔工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものに限る。〕、木材製造業、木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業及び物品賃貸業から生ずる木くず並びに貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。)及びPCBが染み込んだ木くずに限る。)

#### 9 繊維くず

(建設業〔工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものに限る。〕、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)から生ずる木綿等の天然繊維くず並びにPCBが染み込んだ繊維くずに限る。)

#### 10 動植物性残さ

(食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずる動物又は植物に係る固形状の不要物に限る。)

#### 11 動物系固形不要物

(と畜場、食鳥処理場から生ずる獣畜、食鳥に係る固形状の不要物)

#### 12 ゴムくず

#### 13 金属くず

#### 14 ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず

#### 15 鉱さい



#### 16 がれき類

(工作物の新築、改築、除去に伴って生ずるコンクリート、レンガの破片等)

#### 17 動物のふん尿

(畜産農業に係るものに限る。)

#### 18 動物の死体

(畜産農業に係るものに限る。)

#### 19 ばいじん

(集じん施設で集められたもの)

#### 20 1～19又は21を処理したもので1～19に該当しないもの

### 法第2条第4項第2号

#### 21 輸入された廃棄物(1～20、航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く。)

## 特別管理産業廃棄物

爆発性、毒性、その他の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有する産業廃棄物(国内で発生したものは排出事業場の限定がある。)

### 政令第2条の4及び省令第1条の2

#### ○燃えやすい廃油

(廃油のうち揮発油類、灯油類及び軽油類(引火点70℃未満))

#### ○廃酸(pH2.0以下)

#### ○廃アルカリ(pH12.5以上)

#### ○感染性産業廃棄物

#### ○特定有害産業廃棄物

○廃PCB等(廃PCB及びPCBを含む廃油)、PCB汚染物、PCB処理物等

○廃石棉等(廃石棉及び石棉が含まれ又は付着している産業廃棄物のうち、石棉除去事業に係るものなど)

○廃水銀等(特定の施設から排出される廃水銀又は廃水銀化合物、水銀もしくは水銀化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品から回収した廃水銀)及び廃水銀等を処理したもの(基準を超えているもの)

○指定下水汚泥(有害物質[アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン化合物、PCB、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チオラム、シメジン、オキサベンチル、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類(化合物を含む。)]の基準を超えているもの)

○汚泥、廃酸、廃アルカリ及びこれらを処分するために処理したもの( " )

○鉱さい及び鉱さいを処分するために処理したもの(有害物質[アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン(化合物を含む。)]の基準を超えているもの)

○燃え殻(有害物質[カドミウム、六価クロム、鉛、砒素、セレン、ダイオキシン類(化合物を含む。)]の基準を超えているもの)

○ばいじん(有害物質[アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類(化合物を含む。)]の基準を超えているもの)

○廃油(有害物質[トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサン、]の内、特定の施設から排出されたもの)及び当該廃油を処分するために処理したもの(基準を超えているもの)

○ 輸入された廃棄物を廃棄物焼却炉で焼却する際に生じたばいじん・燃え殻、排ガス洗浄施設を有する廃棄物焼却炉で焼却に伴って生じた汚泥(ダイオキシン類の基準を超えているもの)

○ ばいじん(21「輸入された廃棄物」を処理能力200kg/h以上又は火格子面積が2m<sup>2</sup>以上の焼却施設で焼却し発生したもの。)

○ ばいじん(21「輸入された廃棄物」のうち集じん施設によって集められたもの。)